

## 意見書

東経企営第 12-81 号

平成 24 年 8 月 14 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)」に対する提出意見は以下のとおり。

## 意見

## 【総論】

- ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。
- ・ 移動通信市場においては、過去 10 年間で、最大 384Kbps（当初）の通信が可能な 3G ユーザ数は 10 万から 1.2 億へと拡大し、固定通信市場に比べて 4 倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAX や LTE が商用化され、平成 24 年 3 月末時点で約 460 万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展しております。
- ・ また、平成 24 年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約 10%（平成 22 年度）から約 40%（平成 23 年度）に急増し、その結果、平成 23 年度のスマートフォンの販売台数は約 2,500 万台を超えております。
- ・ このスマートフォンの利用者は、自宅では WiFi+ 固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線 LAN 、それ以外の屋外では 3G で利用する等、1 つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社の FTTH・CATV を組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えば KDDI 殿の auスマートバリューの契約数は既に 133 万となっています（平成 24 年 6 月 30 日時点）。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合した FMC 市場が急速に拡大し、これが単体の FTTH 市場にも影響を与える状況となっています。
- ・ 加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えば Google や Apple 等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレット PC やスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。
- ・ このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC 市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一體的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけではなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初 NTT1 社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- ・ したがって、競争評価を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしつかりと踏まえた分析・評価を行ついために、具体的には、FTTH、DSL、CATV 等のサービス毎の市場に聞いた分析・評価を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えた FMC 市場の分析・評価や、FMC 市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響につ

- ・ いて分析・評価を行う等、現在の市場環境を捉えた分析・評価を行う必要があるものと考えます。
- ・ 併せて、市場の構造変化をタイムリーにかつ多面的に評価する観点から、ストック(契約数)での分析・評価に加え、例えば四半期単位に細分化したフロー(純増数)による分析・評価や都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うことも必要と考えます。
- ・ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は 100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでも 92% (2012 年 3 月末) に達しておりますが、モバイルを含めたブロードバンド基盤は全国的に整備されてきており、ICT 利用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT 利用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健診相談、光フレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT 利用の促進に向けた事業展開を進めておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。
- ・ 平成 24 年 5 月 18 日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となつたICT 利用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されていますが、競争評価においては、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがICT 利用促進にどれだけ効果があつたのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。

領域	頁	意見
第 1 編 第 1 章	一	<p>【総務省案】 【電気通信事業分野における競争状況の評価 2011】(概要)</p> <p>2. 本報告書の構成</p> <p>(1) 「定点的評価」(重点市場の設定)</p> <p>① 本報告書の第1編では「定点的評価」を取り扱っている。従来、定点的評価の対象領域(注)のうち、「移動体通信」領域について、音声通信(電話サービス)を中心に行つてきただところであるが、近年のスマートフォン等によるデータ通信の普及、「移動系データ通信」を新たに分析・評価の対象とするとともに、定点的評価の領域の設定については新たに「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系)」、「法人向けネットワークサービス」の3領域に再構成している。</p> <p>(注)「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」、「法人向けネットワークサービス」</p>
33		<p>第 2 節 移動通信市場(音声通信、データ通信)の分析及び競争状況の評価 第 2 項 評価に当たっての勘案要素の分析</p> <p>2-4-1 移動系と固定系の連携サービス</p> <p>(1) 現在、スマートフォン等の普及に伴い、移動通信トラフィックの固定通信網へのオフロードの取組も移動通信事業者により進められているところであるが、このような中、移動通信事業者の一部(注)では、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、移動系と固定系の連携サービスを展開し始めている。</p> <p>(注)主要事業者のうち、NTTドコモ以外のKDDI及びソフトバンクグループがスマートフォン向けに移動系と固定系の連携サービスを提供し始めている(スマートフォンの料金を割引)。</p> <p>(2) これらのサービスは提供が開始されたばかりであるが、移動通信市場と固定通信市場にまたがるサービスであることから、今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスの影響に与える影響について注視していくことが必要である。</p>
		<p>第 3 節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>2-3 固定系と移動系の連携サービスの動向(再掲)</p>

第1編第2章	52	<p>(1) 現在、スマートフォン等の普及に伴い、移動通信トラフィックの固定通信網へのオフロードの取組も移動通信事業者により進められているところであるが、このようなら中、移動通信事業者の一部(注)では、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、移動系と固定系の連携サービスを展開し始めている。</p> <p>(注)主要事業者のうち、NTTドコモ以外のKDDI及びソフトバンクグループがスマートフォン向けに移動系と固定系の連携サービスを提供し始めている(スマートフォンの料金を割引)。</p> <p>(2) これらのサービスは提供が開始されたばかりであるが、移動通信市場と固定通信市場にまたがるサービスであるから、今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスの移動通信市場に与える影響について注視していくことが必要である。</p>
<p><b>【意見】</b></p> <p>総論で述べたとおり、市場の評価にあたっては、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価や、FMC市場が個々の市場に与える影響を分析・評価を行うべきであると考えます。</p> <p>移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーチャー数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場においては、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年3月末時点でも約460万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展しております。</p> <p>また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。</p> <p>このスマートフォンの利用者は、自宅ではWIFI+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gを利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に133万となっております(平成24年6月30日時点)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況などなっています。</p> <p>このように市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)では、新たに</p>		

移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をアプリオリに分けた仕組みとなり、現実の市場やユーチャーの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価や、FMC市場が個々の市場に与える影響を分析・評価すべきと考えます。また、上記の割引サービス等の影響については、「今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスの移動通信市場に与える影響について注視していくことが必要」とされておりますが、上述のとおり固定市場に与える影響を含め早急に定量的な、分析・評価が必要と考えます

領域	頁	意見
第 1 編 第 1 章	45	<p>【総務省案】</p> <p>第 2 節 移動通信市場(音声通信、データ通信)の分析及び競争状況の評価 第 2 項 評価に当たっての勘案要素の分析</p> <p>2-6 ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係</p> <p>(1) 近年、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNSや動画・音楽配信、アプリマーケットなど、プラットフォームレイヤーの事業者が世界的に利用者数を拡大するなどしており、これらの事業者やその提供するサービス等が、ネットワークレイヤー(特に移動通信市場)における競争へ及ぼす影響の有無については、本競争評価においても大きな関心事項となつていてある。</p> <p>(2) このため、本項では、まず、SNS、検索、動画・音楽配信等のサービスやスマートフォン等の端末に関する国内外の市場動向を概観しつつ、これらのサービス等のネットワークレイヤーにおけるオープン性、アプリのスマートフォンへのプリインストール状況、利用者のサービス利用動向等を踏まえ、上位下位レイヤーとネットワークレイヤーとの関係について分析を試みることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>総論で述べたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。</p> <p>このように市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)においては、移動通信市場のみ上位・下位レイヤーを分析・評価していくことから、固定通信市場と同様に上位・下位レイヤーの動向把握として、電気通信に係る端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外の事業者等を含めて広く分析・評価すべきと考えます。</p> <p>また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は 100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても 92% (2012 年 3 月末)に達しておりますが、ブロードバンド基盤は全国的に整備されておりますが、平成 24 年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT 利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT 利活用促</p>

進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光フレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めており、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツ・プロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。

したがって、競争評価においても、政府の取組みを紹介するだけではなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があつたのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者や、アプリケーション・コンテンツ・プロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げる分析・評価を行う必要があると考えます。

領域	頁	意見
第 1 編 第 2 章	3・5	<p>【総務省案】</p> <p>第 1 節 データ通信(固定系)の市場画定</p> <p>2. 地理的市場の画定</p> <p>1. に基づき分析・評価を行うブロードバンド市場、FTTH市場、ISP 市場に係る地理的市場の取扱いについては、従来のインターネット接続領域における考え方方も踏まえ、以下のようにとりとする。</p> <p>(1) 固定系ブロードバンド市場、FTTH市場、ISP 市場は全国市場として画定する。これに加え、固定系ブロードバンド市場、FTTH市場については NTT 東西の業務区域を踏まえ、東日本と西日本の 2 地域に分けて市場を画定し、評価を行う。</p> <p>① 東日本地域</p> <p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県</p> <p>【図表 II-2 データ通信(固定系)の地理的市場の画定】</p>

**【意見】**

市場の評価にあたっては、市場間の競争動向や事業者の一体的なサービス提供を踏まえた上で、情報通信市場を一体として捉えた分析・評価を行うべきであると考えますが、仮に部分市場として地理的市場を細分化して分析する場合には、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、都道府県別の分析・評価を行つだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。

領域 第 1 編 第 2 章	頁 42	意見
		【意見】
		<p>【総務省案】</p> <p>第 3 節 FTTH 市場の分析及び競争状況の評価 第 2 項 基本データの分析</p> <p>1-2 事業者別シェア及び市場集中度</p> <p>(4)なお、スマートフォン等の移動系データ通信の伸びに伴い、NTT 東西の FTTH 純増数は減少傾向となっている中(図表 II-41)、他業種との業務提携によるサービス展開が行われているなど、回線サービス自体の収益力が低下している点に注意が必要である。</p> <p>59 第 3 節 FTTH 市場の分析及び競争状況の評価 第 3 項 競争状況の評価(事業者別の動向)</p> <p>2. 事業者別の契約数のシェアを見ると、2011 年度末時点で、NTT 東西 74.2%(対前年度末比 0.3 ポイント減)、KDDI 9.5%(同 0.7 ポイント増)、電力系事業者 9.0%(同 0.2 ポイント減)となつており、依然として NTT 東西のシェアが高い状況にある。</p> <p>(1) 地域別に見ると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東日本地域では、NTT 東日本のシェアが 80.5%(対前年度末比 0.1 ポイント減)と引き続き減少しているものの、依然として高い状況にあるほか、2 位の KDDI が 11.0%(同 0.6 ポイント増)と増加している。</li> <li>② 西日本地域では、NTT 西日本のシェアが 67.4%(同 0.3 ポイント減)と東日本地域の NTT 東日本のシェアと比較して低い状況にあり、これに電力系事業者 17.6%(同 0.4 ポイント減)、KDDI 7.9%(同 0.9 ポイント増)が続いている。</li> </ul>
		<p>【意見】</p> <p>電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案)では、従来の評価と変わらず都道府県別単位のストック(契約数)を分析・評価していますが、【図表 II-41FTTH 契約数(全体及びNTT東西)の純増数の推移】にみるとおり、KDDI の本格展開に伴い四半期別の純増数で見るとNTT東西のFTTH全体におけるシェアは平成 23 年度第 3 四半期では約 74% であったのにに対し、直近の平成 23 年度第 4 四半期では約 61% まで大きく低下しており、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約 43%、北海道や栃木県は約 38% に逆転しており、総論で述べたとおり、固定と移動の垣根を超えた競争環境の構造的変化の影響が及んでいることも想定されます。</p> <p>また、FTTH 市場のシェアが逆転しているエリアを含め、競合事業者は当該エリアの全域においてサービス提供している</p>

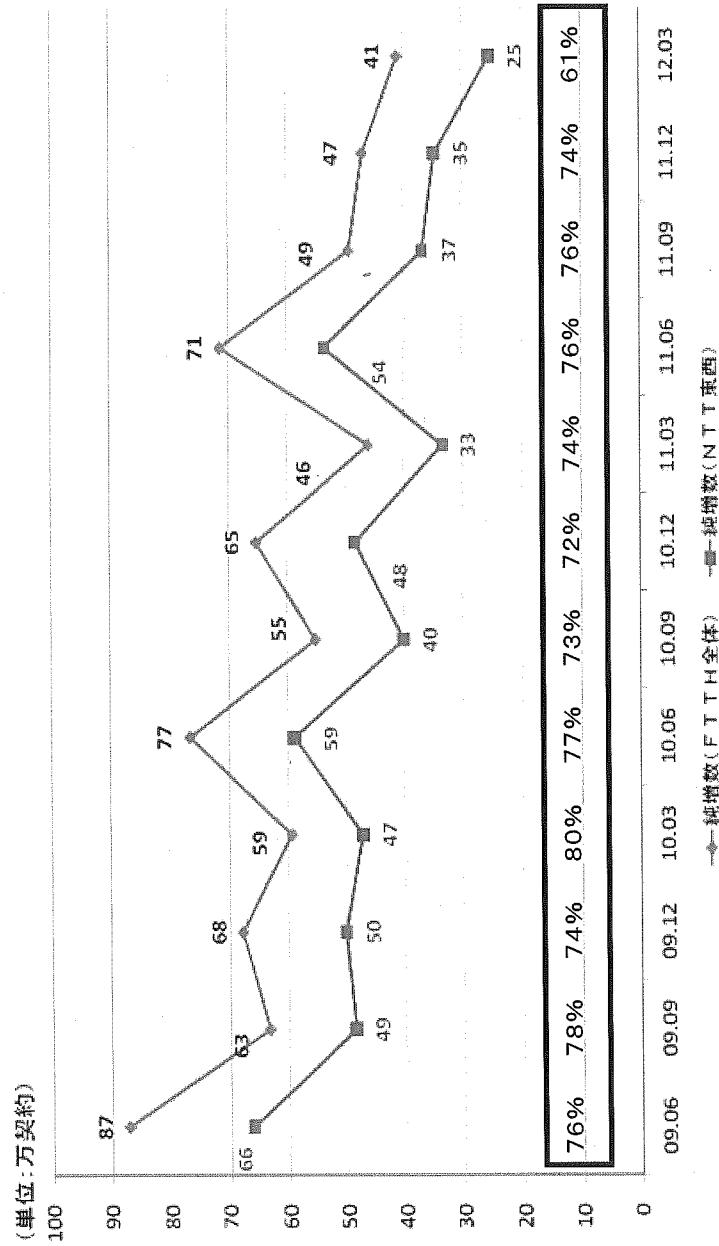
わけではなく、参入エリアが限定されているため、都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位で分析・評価を行うことで、より競争状況の実態が明確になると考えます。

したがって、FTTH市場の分析・評価においても、市場の構造変化をタイムリーにかつ多面的に評価する観点から、ストック(契約数)での分析・評価に加え、例えば四半期単位に細分化したフロー(純増数)による評価・分析や都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うことも必要と考えます。

(参考)

【図表 II-41】FTTH 契約数(全体及びNTT東西)の純増数の推移】に当社にてシェアを計算(純増数(NTT東西)を純増数(FTTH全体)で除したもの)して追記 ※青枠・青字で記載

【図表 II-41】FTTH 契約数(全体及びNTT東西)の純増数の推移】



出所：総務省資料

領域 第 1 編 第 2 章	頁 53	意見 【総務省案】 第 3 節 FTTTH 市場の分析及び競争状況の評価 第 2 項 評価に当たっての勘案要素の分析 2-4 ISP とのセット販売 (2) このため、インターネット接続サービスを通信回線(アクセス回線)とセットで提供する ISP 事業者も存在しており、これらの事業者により長期契約割引、キャッシュバック、量販店等での販売では他の電気製品等の割引などのキャンペーンによる競争が展開している。このような ISP によるセット販売の例として、主なサービスについて見ると(図表 II-47)、 ① YahooBB、AOL は、NTT 東西の FTTTH サービス ② @nifty、BIGLOBE、ASAHI ネット、DTI、@TCOM、So-net 等は、NTT 東西及び KDDI の FTTH サービス ③ その他、au one net(KDDI)、eo 光(ケイ・オプティコム)、ピカラ(STNet)、BBIQ(QTNet) は自らが提供する FTTH サービス とのセット販売が行われている。 なお、ISP が NTT 東西の FTTH サービスとセット販売を行う場合の料金は、サービスごとに別々に分けて表示され る。一方、ISP がその他の回線事業者のサービスとセット販売を行う場合、一つにまとめた料金のみが表示されている。
-------------------	---------	--

【図表II-47 ISPによるセツト販売の例】

ISP\キャリア	NTT(東日本)	NTT(西日本)	KDDI	ケイ・オプティコ	STnet	QTNnet
OCN、ぶらら、Yahoo!BB、AOL	○	○	×	×	×	×
@nifty、BIGLOBE、ASAHIネット、DTI、@TCOM、So-net	○	○	○	×	×	×
au one net	○	○	○(自社)	×	×	×
e0光	×	×	×	○(自社)	×	×
ビガラ	×	×	×	×	○(自社)	×
BBiQ	×	×	×	×	×	○(自社)
備考		月額利用料はISPと回線を分けて表示。請求も個別だが、OCNはNTTとの一括化、ぶららはNTTの電話料金請求との一括化が可能。				

出所：各社HPを基に総務省作成

### 【意見】

当社は、お客様の利便性向上の観点から「フレッツ光」とISPの利用料金の一括請求を可能にしておりますが、【図表II-47】(備考)に記載されているように、「OCN」と「ぶらら」に限って一括請求を可能にしていることはなく、その他のISPについても一括請求を可能にしております。

したがって、「月額利用料はISPと回線を分けて表示。請求も個別だが、OCNはNTTとの一括化、ぶららはNTTの電話料金請求との一括化が可能。」という記述は削除の上、下記のとおり修正すべきと考えます。  
(修正案)  
「月額利用料はISPと回線を分けて表示。ISP※とNTTの利用料金の一括請求が可能。」

※ASAHIネット、BB.excite、BIGLOBE、WAKWAK、OCN、plala、So-net、DTI、@nifty、hi-ho

領域	頁	意見
第 1 編 第 2 章	21	<p>【総務省案】</p> <p>第 2 節 固定系プロードバンド市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第 3 項 競争状況の評価</p> <p>(評価)</p> <p>4. 上記のような状況を勘案し、固定系プロードバンド市場における市場支配力に関しては、事業者別シェアの状況、市場集中度、同市場の中心的なサービスが FTTH であり、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話市場からのレバッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域では NTT 東日本が、西日本地域では NTT 西日本が各自単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。</p> <p>(今後の留意事項)</p> <p>5. 固定系プロードバンド市場の分析・評価に当たっては、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話からのレバッジの懸念がある一方、近年、固定系と移動系の連携サービスや他業種との業務提携等、同市場を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要である。なお、分析に当たっては、0ABJ-IP 電話の NTT 東西のシェアは 2011 年度末時点で 65.5%(対前年度末比 1.2 ポイント減)と減少傾向であること(第 3 章参照)や、近年のスマートフォン等の普及に伴い、固定系プロードバンドサービスを契約しない単身世帯等も増加していることも考慮する必要がある。</p>
第 1 編 第 3 章	29	<p>第 2 節 固定電話市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第 3 項 競争状況の評価</p> <p>(今後の留意事項)</p> <p>5. 固定電話市場については、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、NTT 東西は設備面で見ても高いシェア(メタル回線の設備シェアは 99.8%(2011 年度末時点))を有するなど、固定系プロードバンド市場へのレバッジの懸念があるところであり、今後、利用者アンケートにおける詳細な分析や、関係事業者の協力を得ながら、例えば番</p>

号ポータビリティの状況(IP電話への移行における事業者の乗り換え状況など)の詳細な分析等について検討することが必要である。

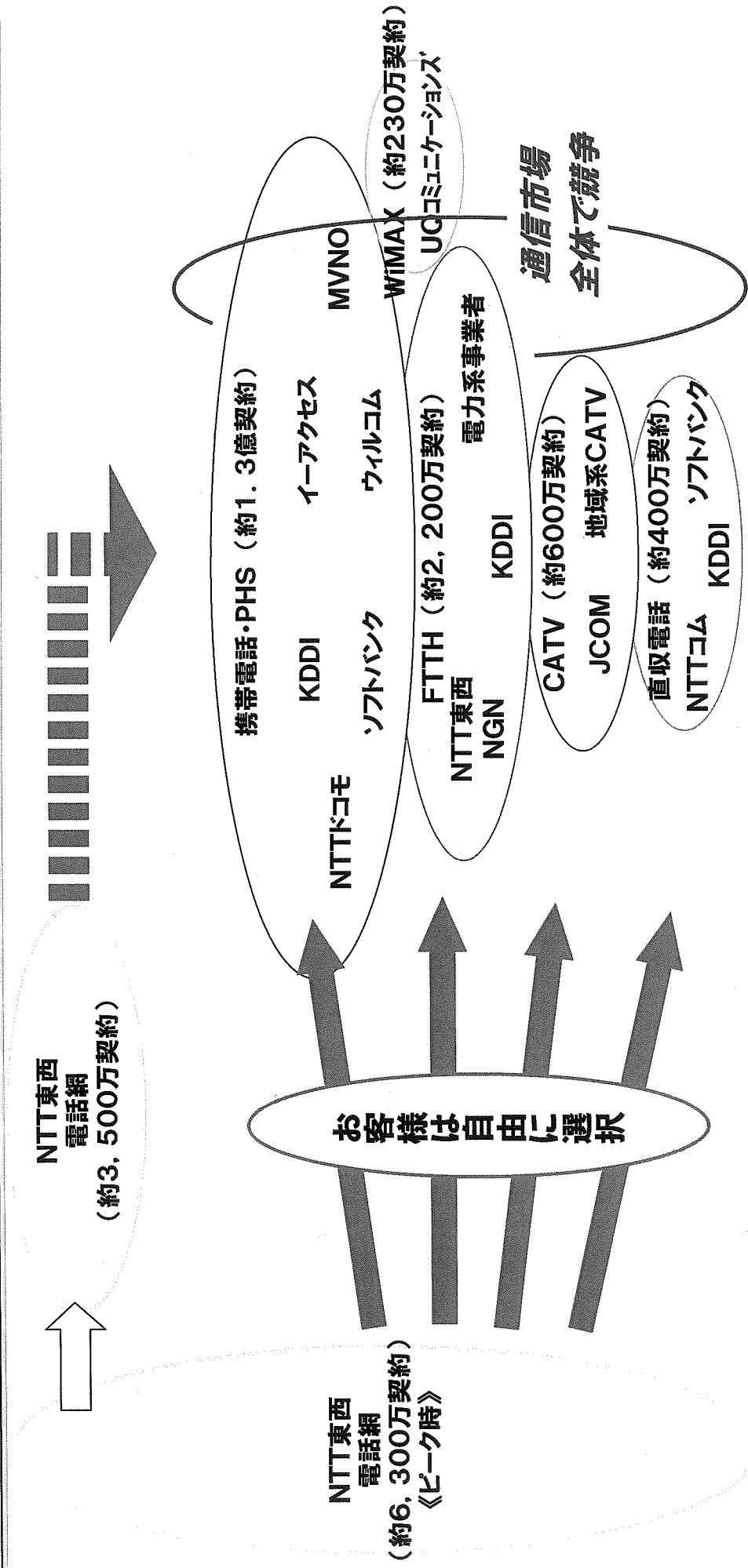
【意見】

当社において、固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバーレッジの懸念があるという記述がありますが、別紙のとおり、マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のひかり電話等の固定系ブロードバンドサービスに限られるものではなく、各事業者との競争とお客様の選択の結果、携帯やCATV等の他キャリアの電話サービスを含めたブロードバンドサービスになっております。

したがって、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバーレッジの懸念につながるという認識は不適切であると考えます。

# NGNはPSTNの移行先の一つに過ぎない

- マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のNGNに限られるものではなく、携帯電話を含めた各事業者との競争とお客様の選択の結果として決まるもの。
- IP網は、電話交換機に比べて安価なルータやサーバにより、既に各事業者が自由に構築しサービスを提供しており、NGNはそうした多様なIP網の一つに過ぎず、必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではない。



(出典) 携帯電話・PHS、WiMAXはTICA公表値 H24.3末時点  
それ以外は総務省公表値 H24.3末時点 (NTT東西電話網のピーク時はH10.3末時点)

領域	頁	意見
第1編第4章	1	<p>【総務省案】</p> <p>第1節 法人向けネットワークサービスの市場画定</p> <p>1. サービスマーケットの画定</p> <p>法人向けネットワークサービスにおけるサービス市場の画定については、従来の考え方を引き続き採用し、以下のとおりとする。</p> <p>(1) IP-VPN、広域イーサネット、インターネットVPN及びNTT東西のフレッツ・オフィス等の各サービスを一體的に「WANサービス市場」として画定する。また、IP-VPN、広域イーサネット、インターネットVPN、NTT東西のフレッツ・オフィス等の各サービスを「WANサービス市場」の部分市場として画定する。</p> <p>専用サービスについては、その独立性を考慮し、「専用サービス市場」として画定する。なお、本年度においては、従来、専用サービスに含めて一体として分析していた「接続専用回線」の状況も個別に勘案しつつ、分析・評価を行っている。</p> <p>【図表IV-1 法人向けネットワークサービスの市場画定】</p>

**【意見】**

お客様が専用サービス・新型WANサービスに求めている機能は、ともに定額料金で大容量のデータ通信を行えることであります。近年、新型WANサービスにおいては、帯域保証やアクセス制御などのセキュリティ機能を具备し、品質面において専用サービスに匹敵する高品質なサービスとなつております。法人ユーザーは専用サービスから新型WANサービスへのシフトを積極的に進めています。

このように市場が変化している状況において、接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価にあたっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべきであると考えます。

領域	頁	意見
第 2 編 第 2 章	一	<p>【総務省案】 はじめに(戦略的評価のテーマ)</p> <p>②「FTTH 市場」に関する事業者間取引の状況について把握するため、「FTTH 市場における事業者間取引の状況」をテーマとして選定。</p> <p>なお、本テーマは競争評価と、2012 年度から運用が開始された「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビューチ度」(注)との連携を強化する観点から、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとしての分析にも資するものである。</p> <p>(注) 「光の道」構想に関する基本方針」(2010 年 12 月 14 日)に基づきブロードバンド環境の整備を促進するため、従来の競争セーフガードの対象を拡大したもの(光の道構想に関する取組状況の検証を追加)。総務省においては上記基本方針にあるとおり、次世代ネットワーク(NGN)をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取り組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後 3 年を目途とした包括的検証を行うこととしている。</p> <p>2. 通信回線(アクセス回線)の相互接続</p> <p>(4) 都道府県ごとに FTTH 全契約数に対する NTT 東西による光ファイバ回線貸出数の割合と、FTTH 全契約数における NTT 東西以外の事業者のシェアを比較すると、</p> <p>① 東日本地域では、貸出回線数の割合と NTT 東西以外の事業者のシェアとの間に、一定程度の相関性が見られる一方、</p> <p>② 設備競争が活発な西日本地域では、相関性が低い傾向にある。</p> <p>【意見】 「光の道」構想に関する取組状況」の検証に向けて、FTTH 市場における事業者間取引の状況の分析・評価を行っていますが、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委</p>

員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけではなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされています。また、FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。

また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受けるのかは事業者の経営判断であり、当社の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらないと考えます。むしろ、各事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。